

三田市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (<u>常任委員会</u>の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 企画総務常任委員会 8人 企画財政部、総務部、会計課、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉文教常任委員会 7人 健康福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項 まちづくり常任委員会 7人 まちづくり部、経済環境部、都市整備部及び上下水道部の所管に関する事項</p> <p>第3条～第3条の3 省略 (特別委員会の<u>設置</u>)</p> <p>第4条 省略 2 省略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。</p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により委員を選任したとき及び前項の規定により常任委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>4 <u>第2項の規定</u>により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (<u>常任委員の所属、常任委員会</u>の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p><u>第2条 議員(議長を除く。)</u>は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 企画総務常任委員会 7人 企画財政部、総務部、会計課、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉文教常任委員会 7人 健康福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項 まちづくり常任委員会 7人 まちづくり部、経済環境部、都市整備部及び上下水道部の所管に関する事項</p> <p>第3条～第3条の3 省略 (特別委員会の<u>設置等</u>)</p> <p>第4条 省略 2 省略 3 <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間</u> <u>在任する。</u> (委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。</p> <p>2 <u>議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</u></p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p>4 第1項の規定により委員を選任したとき及び前項の規定により常任委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>第3項の規定</u>により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>